玉城中央公民館物品譲渡に関しての覚書

南城市生涯学習課（以下「甲」という。）と南城市各区長・自治会長（以下「乙」という）は、玉城中央公民館の物品譲渡に関して以下の通り覚書を締結する。

（第1条）「甲」は南城市中央公民館の物品を「乙」に譲渡するとし、「乙」は区及び、自治会公民館で使用するものとする。

（第２条）物品に関する管理、処分等に関しては各自治会の責任において行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月　日 | 物　品　名 | 個　数 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　住所　南城市佐敷新里1870番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　教育委員会　生涯学習課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　課長　　　知念　準　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　印